

マイナンバー預金口座付番についてのお知らせ

平成 29 年 12 月 1 日

平成 30 年 1 月 1 日から、法令により銀行には、預金口座を個人番号・法人番号と紐付けして管理する義務が課せられます（これを「マイナンバー預金口座付番」といいます）。そのため、平成 30 年 1 月から、新たに預金口座を開設されるお客さま、既に預金口座をお持ちのお客さまに、個人番号・法人番号のお届けをお願いすることとなります。
何卒、ご協力をお願いいたします。

<マイナンバーをお届けいただく際に必要となる書類>

個人のお客さま（①～③のいずれか）

- ①個人番号カード
- ②通知カード + 本人確認書類*1
- ③住民票の写し（個人番号記載あり） + 本人確認書類*1

- *1 顔写真付きのもの（運転免許証、パスポートなど）であれば1点
顔写真のないもの（健康保険証、年金手帳など）であれば2点

法人のお客さま（①～③のいずれか）

- ①法人番号指定通知書（発行から6ヶ月以内のもの）
- ②法人番号指定通知書（発行から6ヶ月超のもの） + 法人確認書類*2
- ③国税庁法人番号公表サイトの法人情報画面を印刷したもの + 法人確認書類*2

- *2 登記事項証明書、印鑑証明書（いずれも発行から6ヶ月以内のもの）

なお、既にお届けいただいている個人番号・法人番号を預金口座付番に利用できるよう、弊行は特定個人情報等の利用目的を変更し、「預金口座付番に関する事務」を追加します。本件変更につきましては、平成 29 年 7 月より、本ホームページの「プライバシー・ポリシー」内に、[「特定個人情報等の利用目的の変更について」](#)を掲載しております。

以上